

総発0711第5号  
平成29年7月11日

内 部 部 局 の 長  
地 方 厚 生 局 の 長 } 殿

大臣官房総務課長  
(公印省略)

「厚生労働省文書決裁規程第2条第2項に規定する大臣官房に置かれる参事官であって別に大臣官房総務課長が定めるものについて」の一部改正について

「厚生労働省文書決裁規程第2条第2項に規定する大臣官房に置かれる参事官であって別に大臣官房総務課長が定めるものについて」（平成16年4月1日付け総発第0401001号大臣官房総務課長通知）の一部を別添のとおり改正する。